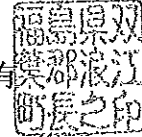




25 浪福こ第 344 号
平成 25 年 3 月 19 日

復興大臣 根本 匠 様

浪江町長 馬場 有



賠償請求状況及び被成年後見人等情報の開示について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社の原子力発電所の事故により、浪江町住民は全町避難を強いられております。そのうち、認知症高齢者は 723 名、知的障害者は 108 名、精神障害者は 85 名、計 916 名（未成年者除く）おられます。彼らは健常者以上に環境変化に弱く、不便や不安、強いストレスを強いられております。

彼らにつきましては、意思能力がない又は乏しいことから東京電力原子力発電所事故の損害賠償請求を行うことができません。代わって成年後見人等が請求することとなっておりますが、震災前は浪江町では争いが少なく、地域で助け合って暮らしていたことから、ほとんどの方は成年後見人等を選任されておられません。

また、多くの場合、やむを得ず、家族、親族、知り合い、福祉関係者などが東京電力に賠償請求をしていると推察されますが、無権代理人の行為なので法律上は無効となる可能性があり不安定な状態にあります。

さらに、健常者以上に精神的苦痛を強いられていることから、ADR に対し加算請求を行う必要があると推察されます。

そこで、浪江町では、彼ら賠償弱者に対して成年後見人町長申立等、きめ細かな支援を行う必要があると検討しておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、次の情報開示について平成 25 年 3 月 29 日（金）までにご調整のうえご回答くださいますようよろしくお願いいたします。

- 1 東京電力株式会社の賠償請求個別状況開示について
- 2 ADR の加算請求個別状況開示について
- 3 法務省の被成年後見人、被保佐人、被補助人情報開示について
- 4 1～3 の情報開示されない場合、その対応策について
- 5 その他、町に対する上記課題についての国からの支援策について

事務担当は、福祉こども課 湯川
電話 0243-62-0123 (121)